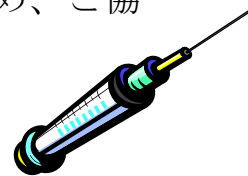


医療費の適正化にご協力ください

病院等にかかる場合、保険証を提示すればどこでもだれでも原則3割の自己負担で診療を受けられます。

あたりまえに思える「国民皆保険」ですが、今、その大きな柱である健康保険の財政は危機的な状況にあります。健康保険を守るため、ご協力をお願いします。



◎上手な医療機関へのかかり方(4ヶ条)

(1条) ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）とほぼ同じ成分、同じ効果でありながら、研究開発の時間や費用が抑えられるため、価格が安くなります。

処方せんに「ジェネリック医薬品への変更不可」の医師のサインがなければ処方薬局での変更が可能です。ジェネリック医薬品を希望する場合は、受診時に医師に申し出てみましょう。

(2条) はしご受診はやめましょう

ひとつの症状や病気で複数の病院にかかることを「はしご受診」といいます。この場合、病院を変えるたびに初診料がかかり、同じ検査を何度も受けることにもなります。信頼できるかかりつけ医をもちましょう。

(3条) まずは「かかりつけ医」で受診

ベット数200床以上の病院は、紹介状がないと初診時に特別料金が加算されます。気になる症状があったら、まずは診療所などのかかりつけ医を受診しましょう。専門医療や高度医療が必要なときは、かかりつけ医が紹介状を用意してくれます。

(4条) 時間内受診が原則

開業時間外に受診した場合は、時間外加算、休日加算、深夜加算などの追加料金がかかります。また、開業時間内であっても夜間・早朝等加算がつく場合もありますので、時間内受診が原則です。

※電話で医師に問い合わせる場合も、再診料、時間外、休日、深夜・早朝の加算対象となります。

※薬局にも時間外等の加算があります。平日の9～18時（土曜日13時）までに処方してもらいましょう。